

農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方
まずは、農業委員会へご相談ください！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。
この許可を受けないでした行為は、**無効**となりますのでご注意ください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

□ 【全部利用効率要件】

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に
 - ①耕作できる 機械 を所有していること
 - ②耕作できる 人員 を確保していること
 - ③耕作できる 技術 があること } これらの全てを満たすこと。

□ 【農作業常時従事要件】

- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること

□ 【地域との調和要件】

- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

※なお、法人において農地を所有するにあたっては、上記要件の他に、**農地所有適格法人**の要件を満たす必要があります。

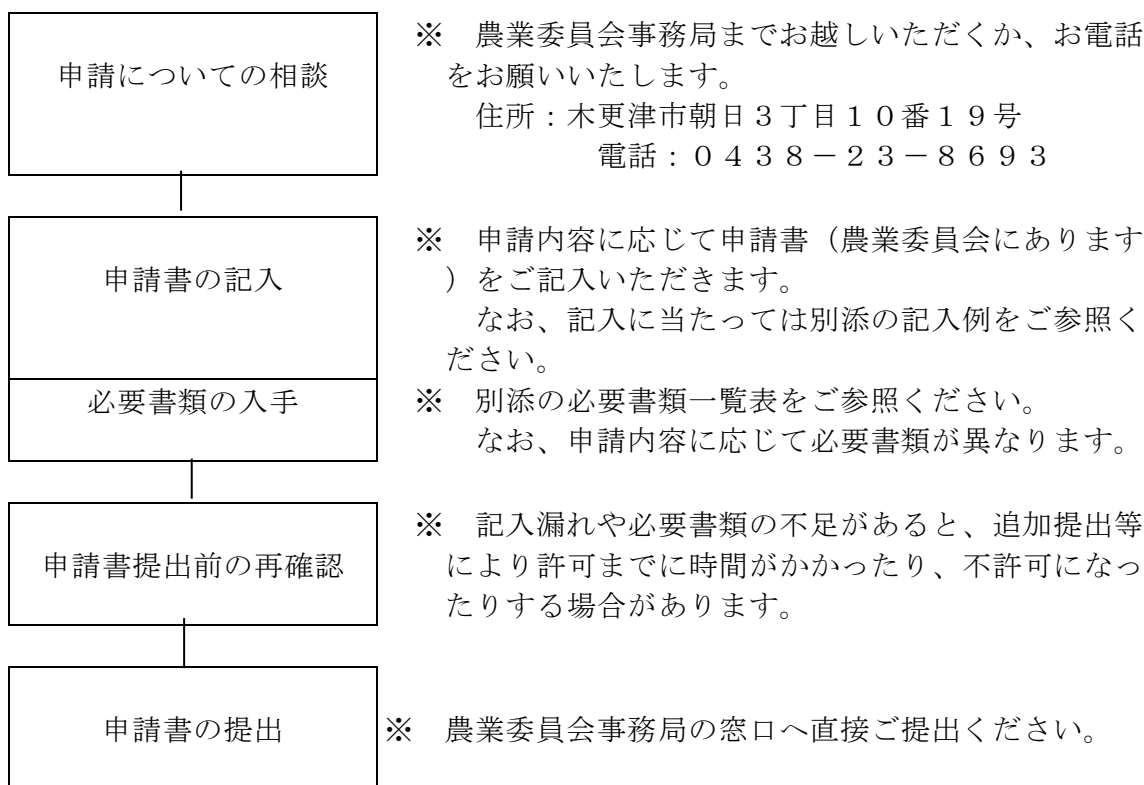
⇒⇒⇒⇒⇒裏面あり

【申請から許可事務の流れ】

申請者の方

※ 申請書提出締切日 **毎月16日**（土日祝日の場合は翌開庁日）

※ 書類に不備等があった場合の訂正期限 毎月21日（土日祝日の場合は翌開庁日）



農業委員会等の流れ（委員会許可申請の場合、受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は約4週間です。）

